



まちづくり
トラスト

申請の手引き



1 趣旨

「公益信託みなとみらい21まちづくりトラスト（受託者：株式会社りそな銀行）」は、地区の創意工夫による自主的なまちづくりの活動を行う団体または法人に対して助成を行うことによりみなとみらい21地区の振興と活性化を図り、活き活きと活動できる国際色あふれる街の創造及び、その持続可能性に寄与することを目的としています。

企業や市民活動団体、学生等、みなとみらい21地区を魅力的な街にするための活動に参加していただける皆様を募集します。

2 助成の対象

（１）助成対象者

みなとみらい21地区において、みなとみらい21地区の振興と活性化のため、以下の活動を行う団体または法人。なお、Youth コースに申請する場合は、大学・短期大学・高等専門学校又は専修学校等に籍を置く学生で構成された団体とします。

団体とは、横浜市内に住所を有する者、在勤又は在学する者を代表者とする3人以上が、自主的なまちづくりをするため結成した者としてします。

法人とは、横浜市内に事務所または事業所を有する者としてします。

ただし、次の各号に掲げる事項に該当する者は、助成の対象としません。

- ① 暴力団 ② 暴力団員
- ③ 暴力団準構成員 ④ 暴力団関係企業
- ⑤ 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- ⑥ その他前各号に準ずる者

また、助成申請にあたっては、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを条件とし、いずれかに該当する行為を実施した場合には助成の対象としません。

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
- ⑤ その他前上記に準ずる行為

（２）助成の対象となる活動

- ① 地区全体の防災・安全安心に資する活動
 - ・ 防災対策 ・ 広報啓発 ・ 一時帰宅困難者対策 など
- ② 良好な都市環境の維持保全創造に資する活動
 - ・ 緑化、植栽保全 ・ 公共空間グレードアップ ・ 環境対策
 - ・ 移動や物流の仕組 ・ 資源循環 など

- ③ 賑わいと国際色溢れるまちづくりに資する活動
 - ・賑わいづくり ・観光対策 ・地域交流 ・国際交流
 - ・活動拠点や居場所づくり など
- ④ その他、地区の振興に資する活動
 - ・実施効果が地区全体に及ぶもの
 - ・横浜市をはじめ他都市のモデルとなるもの
 - ・SDGs に資するもの ・地区内のコミュニティの醸成に資する活動 など

※対象外となる活動※

- ① 営利を目的とした活動
- ② 宗教的活動
- ③ 政治的活動
- ④ 研究・実験や提言等のみを目的とした活動
- ⑤ 参加者の負担軽減を目的とした活動
- ⑥ 団体への利益誘導等を伴う活動
- ⑦ 活動の大半が団体の構成員である企業等への委託等により実施されるなど、主体が申請者である団体ではない活動

(3) 助成の対象となる活動期間

2026 年 4 月 1 日から 2027 年 3 月 31 日まで

(4) 助成の対象となる実施エリア

みなとみらい 21 地区（中央地区、新港地区、横浜駅東口地区）



(5) 助成金の対象経費

助成を受けて行う活動によって直接発生する経費が対象となります。

以下の事例にない経費は、ご相談ください。

- (例) ① チラシ等のデザイン委託費及び印刷製本費
② チラシ等の郵送費（電話又は電子メール等の通信費は除く）
③ 会場使用料又は機材等賃借料
④ 助成団体では実施が困難な会場設営又は機材運搬、イベント等の委託費
⑤ イベント等の開催に必要な保険料
⑥ 用紙等事務用品費又は材料費（消耗品に限る）
⑦ 外部講師等への謝礼(原則として1支払先あたりの限度額3万円)
⑧ 活動の実施にあたって雇用したアルバイトの人件費
⑨ 打ち合わせ、イベントの開催にかかる助成団体メンバーの交通費

《助成の対象とならない経費》

活動に直接関係しない経費や内部経費は助成対象外となります。

- (例) ① 団体構成員にかかる人件費
※法人及び団体の構成員への謝金等を含む
② 光熱水費、家賃等の経常的な団体運営にかかる費用
※スタートアップコースのうち団体の立ち上げ時に必要な場合を除く
③ 食糧費
④ 交際費
⑤ 利用目的が本活動に限らない備品費

(6) 注意事項

・複数年度にわたる計画であっても、助成は年度ごとに審査を実施して判断します。複数年度にわたる助成決定を一度に行うことはありません。

しかし、複数年度にわたる活動を予定している場合には、助成を受けようとする期間に関わらず、申請書様式のとおり、翌々年度までの活動計画と、年度ごとの目標をわかりやすい指標で設定し、記載してください。

・イベント等を実施する場合には、事故等に備え、参加者の保険加入を必須とします。

・イベント等が天候不順などの理由により実施ができなかった場合、会場使用料、設営料や警備費等イベント開催にかかる費用について、内定した助成の一部又は全部を交付対象外とすることがありますので、費用面については、イベント中止保険などで対応してください。

・活動の実施にあたり作成する広告物、ホームページ等には「この活動は公益信託みなとみらい21まちづくりトラストの助成により実施しています」と記載してください。

- ・実施にあたり必要な自治体その他の許認可が得られなかった場合、助成を停止または取り消すことがあります。
- ・実施にあたってトラブル等が発生した場合、団体等が責任を持って対応を行ってください。場合によっては、助成を停止または取り消すことがあります。
- ・助成金額は運営委員会の審査によります。そのため、申請額通りの助成金額と
ならない場合があります。
- ・施設、設備等の整備を伴う活動の場合、整備したものが地区内の資産として活用できる計画であることが必須条件です。また、継続的に必要となる施設、設備等にかかる運営や維持保全等の費用についても、経済的自立性を見込んだ計画としてください。

3 助成コース

Youth コース【上限 15 万円】

(大学・短期大学・高等専門学校又は専修学校等に籍を置く学生 3 人以上で構成された団体)

※要項第 3 条に合致する活動全般を対象とします。特に新規性のある取組が望ましいです。また、構成メンバーのほか、活動をサポートする「アドバイザー（18 歳以上）」が 1 名以上参加してください。

アドバイザーの役割：学校の先生や教授、顧問など団体と一緒に取り組み、活動や予算に関するサポートや、必要に応じて事務局との連絡調整を行う。

スタートアップコース【上限 50 万円：3 回まで】

※要項第 3 条に該当する活動全般を対象とします。

アドバンスコース【上限 100 万円：原則 3 回まで】

※要項第 3 条に該当する活動全般を対象とします。また、スタートアップコースによる助成を受ける等で、過去に活動実績があり、今後みなとみらい 21 地区での継続した活動が見込めるものを対象とします。また、活動実績がある場合でも、これまでの内容について、さらなる創意工夫により従来の活動を量的・質的に向上させようとするものについてのみ、助成の対象とします。

みらい共創コース【活動費の 90%：原則 3 回まで】

※要項第 3 条に該当する活動全般を対象とします。また、地区の課題解決等に寄与し、原則として活動の成果が地区内に仕組や資産等として残るものを対象とします。

4 申請の手続き

(1) 提出書類

- ① 助成申請書
- ② 活動計画書
- ③ 活動見積書（謝金等支払予定先一覧を含む）
- ④ 案内図
- ⑤ 活動実績
- ⑥ （みらい共創コースのみ）定款、役員名簿・組織図、直近の貸借対照表
（団体の場合は準ずるものでも可）
- ⑦ 他に交付を受けている当該活動にかかる助成（申請中を含む）がある場合、
交付を受けている（または申請中の）助成の期間・活動内容が確認できる申請
書等の写し
- ⑧ その他受託者が必要と認めるもの

【注意事項】

- ① 申請書様式については、下記アドレスよりダウンロードしてください。
様式ダウンロード：<http://www.resonabank.co.jp/kojin/koken/>
- ② 申請にあたっては、上記ホームページ内の「FAQ(よくある質問)」をご参照く
ださい。
- ③ いただいた応募書類は返却しません。
- ④ 必要に応じて追加書類の提出を求めることがあります。
- ⑤ 助成内定後、助成金交付申請書提出の際、助成対象であることを確認するた
め、団体代表者の顔写真付身分証明書の写し、法人の場合は現在事項証明書を添
付していただきます。
- ⑥ 初めて申請する団体または法人は、応募の前にトラスト運営サポート事業者で
ある一般社団法人横浜みなとみらい21へ事前相談をしてください。
- ⑦ みらい共創コースについては、運営委員会からの依頼による申請内容の確認等
のため、一般社団法人横浜みなとみらい21より、ご連絡をさせていただくこと
があります。
- ⑧ 助成金の交付を受けようとする活動内容を変更または中止をする場合は、事前
に、事務局又はサポート事業者まで必ずご相談ください。変更の場合は「変更承
認申請書」をご提出いただきます。

(2) 書類の受付期間

2025年11月4日（火）～ 2025年12月26日（金）必着

(3) 書類の提出先

〒135-8581 東京都江東区木場 1 丁目 5 番 65 号 深川ギャザリア W2 棟
株式会社りそな銀行 信託オペレーションオフィス
公益信託みなとみらい21まちづくりトラスト担当

(4) 事前相談

初めての申請の場合は、書類受付前に事前相談を行ってください。

その他、不安な点などございましたら、下記窓口までご相談ください。

【事前相談窓口】

一般社団横浜みなとみらい21（トラスト運営サポート事業者）

公益信託みなとみらい21まちづくりトラスト担当

Mail : trust@ymm21.or.jp / 電話 : 045-682-4401

5 審査及び交付までの流れ

(1) 書類審査 (2026 年 2 月上旬)

選考会（Youth コース、スタートアップコース、アドバンスコースのみ）及び運営委員会にて書類審査を実施し、書類審査通過者に通知します。なお、みらい共創コースについては、書類審査前に運営委員会によるヒアリングを実施する場合があります。

(2) 公開審査会 (2026 年 3 月上旬)

（Youth、スタートアップ、アドバンスコース…5分程度 みらい共創コース…15分程度）

書類審査通過者には、原則として公開の場でプレゼンテーションを実施していただいた上で、選考会（Youth コース、スタートアップコース、アドバンスコースのみ）及び運営委員会による審査により、助成内定者及び助成額を決定します。ただし、プレゼンテーションは、運営委員会の判断により省略あるいは非公開とする場合があります。

(3) 事業報告書の提出 (活動終了後)

活動終了後2週間以内に「活動実績報告書」を提出してください。

(4) 活動報告会・交流会 (2027 年 5 月上旬)

活動終了後、提案団体は、公開の場で活動内容の報告を行っていただきます。

また、報告会終了後、他の団体との交流会を行います。

6 審査基準

① 活動の公益性

活動内容が特定の個人、団体などのみの利益ではなく、不特定多数に効果をもたらす活動か。 など

② 活動の必要性

地区の課題を適切に捉え、活動内容が地区の課題解決や新しい価値創造に寄与するものであるか。 など

③ 活動の波及効果

活動内容が地区に良好な影響を与えるものであり、また新たな効果をもたらす活動か。 など

④ 費用の妥当性

費用の積算・使途が明確であり、公益信託を活用する活動として費用が適切であるか。 など

⑤ 活動の先進性

他に例を見ない発想や方法による活動か、また、他に比して先行している活動か。 など

⑥ 活動の実現性

実施体制や計画工程が明確であり（複数年度の場合は複数年の活動計画）無理はないか。 など

7 助成金の交付

助成金は指定の銀行口座に振り込みます。

助成金の交付は原則として活動終了後とします。ただし、1回に限り、活動終了前に助成内定額の2分の1を限度として、助成金の一部の交付を申請することができます。

なお、申請内容に偽りがあった場合など不正な手続きにより助成を受けた場合や、助成対象以外に助成金を使用した場合には、速やかに助成金を返還していただきます。

8 助成金の交付決定後のフロー

助成金の交付が決定した団体は、以下の手順で手続き及び活動を行っていただきます。**太字は提出が必要な書類です。**

助成金交付の決定（助成金内定通知書の受理）



①活動の実施



※必要があれば

②助成金（一部）交付請求（**助成金一部交付申請書兼請求書**の提出）

※助成内定額の2分の1が上限



③助成金（一部）交付



活動終了

↓活動終了後2週間以内に

④**活動実績報告書、助成金交付申請書兼請求書**の提出



⑤助成金の交付



⑥活動報告会・交流会（翌年度5月頃）

【お問い合わせ先】

一般社団横浜みなとみらい21（トラスト運営サポート事業者）

公益信託みなとみらい21まちづくりトラスト担当

Mail : trust@ymm21.or.jp / 電話 : 045-682-4401